

Newsletter

JAPAN SOCIETY OF EDUCATIONAL INFORMATION

日本教育情報学会

NO.150 2013.7.1

〒501-1193 岐阜市柳戸 1-1 岐阜大学総合情報メディアセンターC館内
日本教育情報学会 運営本部事務局 TEL: 080-9730-1311 FAX:058-293-3384
E-mail: jsei@gifu-u.ac.jp http://jsei.jp/

第30回定時総会招集のご通知

会長 林 徳治

第30回定時総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

1. 日 時 2014年8月9日(土) ~~12:00~13:00~~ 13:15~13:45
2. 会 場 京都市立芸術大学 中央棟3F-L8教室 講堂
(〒610-1197 京都府京都市西京区大枝沓掛町13-6)
3. 議 案 第1号議案 学会定款改正の件
第2号議案 2013年度事業報告及び収支決算の件
第3号議案 2014年度事業計画及び予算案の件

・総会終了後〈学会賞表彰式〉を行います。

※出欠・委任状は7月25日(金)までに同封の返信用ハガキにて、ご返送くださいますようお願いいたします。

第30回年会 参加申込み受付中

《同封チラシをご覧ください。WEBよりお申込みください》

***** 学会費納入のおねがい *****

◆【2014年度会費】および【過年度会費】について、まだ納入がお済みでない方は、至急お手続きをお願いいたします。(お支払いいただいた後、振込金受領書は大切に保管してください。)

会費お支払い等についてご不明な点のある方は、事務局までお問い合わせください。

なお、「払込取扱票」を紛失された方は下記にお振込みをお願いします。

会費振込先 郵便振替口座：00840-5-133924

加入者名：日本教育情報学会

会員氏名・会員種別・会員番号は必ずご記入ください。

第1号議案に関する説明資料

日本教育情報学会定款 改正案 新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>改正案の変更箇所を下線。【 】は注書き説明。</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、日本教育情報学会 (Japan Society of Educational Information) という。(事務局)</p> <p>第2条 本会に、事務局を置く。 <u>2 事務局に関する規則は別に定める。</u></p> <p>【項の見出しを、2, 3, . . . とする。以下同じ】</p> <p>第3条 本会は、<u>理事会</u>を経て、<u>必要な研究部門並びに支部とその事務局</u>を置くことができる。</p> <p><u>2 研究部門並びに支部に関する規則は別に定める。</u></p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第4条 本会は、教育情報に関する研究の進歩普及に資するため、次のものを行うことを目的とする。</p> <p>(1) 会員の教育情報に関する研究発表、知識の交換を行うこと。 (2) 会員相互間及び内外関連協会等との連絡提携を図ること。 (3) 会員の教育情報に関する研究及びその実施に寄与すること。</p> <p>【簡条書きの見出しを(1),(2), . . . とする。以下同じ】</p> <p>(事業) 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 学術講演会、研究発表会、研究会等を主催</p> | <p>催し、又は後援すること。</p> <p>(2) 機関誌及び図書を刊行すること。 (3) 教育情報に関する調査研究を行うこと。 (4) 内外関連学協会等と連絡し、並びに協力すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育情報に関し特に必要と認められる事業を行うこと。</p> <p>第3章 会 員</p> <p>(会員の種類) 第6条 本会会員は、次の4種とする。</p> <p>(1) 正会員 (2) 公共会員 (3) 賛助会員 (4) 名誉会員 (正会員)</p> <p>第7条 正会員は、専門会員と一般会員及び学生会員とする。それぞれは、次に掲げる各号の一に該当し、第17条の手続きを経て入会を承認された者とする。</p> <p>1 教育情報について、学識経験のある者 2 教育情報の研究及びその実施に関心のある者 (公共会員)</p> <p>第8条 公共会員は、第17条の手続きを経て入会を承認された学校、図書館その他公共性のある機関とする。</p> <p>2 公共会員の代表者1名は、正会員とみなす。 (賛助会員)</p> <p>第9条 賛助会員は、第17条の手続きを経て入会を承認され、本会の目的及び事業を賛助する者とする。 (名誉会員)</p> <p>第10条 名誉会員は、日本の教育情報について特に顕著な功績のあった者で、所定の手続き</p> |
| <p>第1章 総 則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、日本教育情報学会 (Japan Society of Educational Information) という。(事務局)</p> <p>第2条 本会に、事務局を置く。</p> <p>第3条 本会は、必要に応じ研究部門並びに支部とその事務局を置くことができる。</p> <p>第2章 目的及び事業</p> <p>(目的) 第4条 本会は、教育情報に関する研究の進歩普及に資するため、次のものを行うことを目的とする。</p> <p>1 会員の教育情報に関する研究発表、知識の交換を行うこと。 2 会員相互間及び内外関連協会等との連絡提携を図ること。 3 会員の教育情報に関する研究及びその実施に寄与すること。</p> <p>(事業) 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>1 学術講演会、研究発表会、研究会等を主催</p> | <p>し、又は後援すること。</p> <p>2 機関誌及び図書を刊行すること。 3 教育情報に関する調査研究を行うこと。 4 内外関連学協会等と連絡し、並びに協力すること。 5 前各号に掲げるもののほか、教育情報に関し特に必要と認められる事業を行うこと。</p> <p>第3章 会 員</p> <p>(会員の種類) 第6条 本会会員は、次の4種とする。</p> <p>1 正会員 2 公共会員 3 賛助会員 4 名誉会員 (正会員)</p> <p>第7条 正会員は、専門会員と一般会員及び学生会員とする。それぞれは、次に掲げる各号の一に該当し、第17条の手続きを経て入会を承認された者とする。</p> <p>1 教育情報について、学識経験のある者 2 教育情報の研究及びその実施に関心のある者 (公共会員)</p> <p>第8条 公共会員は、第17条の手続きを経て入会を承認された学校、図書館その他公共性のある機関とする。</p> <p>2 公共会員の代表者1名は、正会員とみなす。 (賛助会員)</p> <p>第9条 賛助会員は、第17条の手続きを経て入会を承認され、本会の目的及び事業を賛助する者とする。 (名誉会員)</p> <p>第10条 名誉会員は、日本の教育情報について特に顕著な功績のあった者で、所定の手続き</p> |

| | |
|--|--|
| <p>を経て総会において承認された者とする。</p> <p>(会費)</p> <p>第11条 会員は、次の種別に応じ、それぞれ次に掲げる額の会費を納めなければならない。</p> <p>正会員 専門会員 年額 10,000円 一般会員 年額 7,000円 学生会員 年額 4,000円 公共会員 年額 15,000円 賛助会員 年額 5口以上 (1口を20,000円とする)</p> <p>2 会費は前納するものとし、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p>3 理事会の承認を経て、会費を免除することができる。</p> <p>(会員の権利-役員選挙権, 被選挙権)</p> <p>第12条 正会員は、別に定めるところにより、本会役員の選挙権及び被選挙権を有する。ただし、学生会員は選挙権のみを有する。</p> <p>(会員の権利-論文投稿)</p> <p>第13条 専門会員及び名誉会員は、機関誌に論文を投稿することができる。</p> <p>【記述の誤り修正】</p> <p>2 一般会員及び学生会員は、専門会員の推薦によって論文を投稿することができる。</p> <p>(会員の権利-研究発表)</p> <p>第14条 正会員及び名誉会員は、本会の主催する学術講演会、研究発表会等に研究を発表することができる。</p> <p>(会員の権利-機関誌配布等)</p> <p>第15条 会員は、機関誌の配布を受けるほか、他に優先して本会発行の出版物の頒布を受けることができる。</p> <p>(会員の権利-行事参加)</p> <p>第16条 会員は、本会の主催する各種行事に参加することができる。</p> | <p>を経て総会において承認された者とする。</p> <p>(会費)</p> <p>第11条 会員は、次の種別に応じ、それぞれ次に掲げる額の会費を納めなければならない。</p> <p>正会員 専門会員 年額 10,000円 一般会員 年額 7,000円 学生会員 年額 4,000円 公共会員 年額 15,000円 賛助会員 年額 5口以上 (1口を20,000円とする)</p> <p>② 会費は前納するものとし、既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。</p> <p>③ 理事会の承認を経て、会費を免除することができる。</p> <p>(会員の権利-役員選挙権, 被選挙権)</p> <p>第12条 正会員は、別に定めるところにより、本会役員の選挙権及び被選挙権を有する。ただし、学生会員は選挙権のみを有する。</p> <p>(会員の権利-論文投稿)</p> <p>第13条 正会員及び名誉会員は、機関誌に論文を投稿することができる。</p> <p>② 一般会員及び学生会員は、専門会員の推薦によって論文を投稿することができる。</p> <p>(会員の権利-研究発表)</p> <p>第14条 正会員及び名誉会員は、本会の主催する学術講演会、研究発表会等に研究を発表することができる。</p> <p>(会員の権利-機関誌配布等)</p> <p>第15条 会員は、機関誌の配布を受けるほか、他に優先して本会発行の出版物の頒布を受けることができる。</p> <p>(会員の権利-行事参加)</p> <p>第16条 会員は、本会の主催する各種行事に参加することができる。</p> |
|--|--|

| | |
|---|---|
| <p>(入会)</p> <p>第17条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に会員の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものを添えて提出し、理事会の承認を経なければならない。ただし、名誉会員については第10条に定めるところによる。</p> <p>(1) 正会員 入会金 1,000円及び1年分の会費 (2) 公共会員 1年分の会費 (3) 賛助会員 1年分の会費 (会員資格の喪失)</p> <p>第17条の2 会員は次の理由によって、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会 (2) 死亡、失踪宣告、公共会員にあっては、その機関の解散</p> <p>(3) 除籍 (4) 除名</p> <p>【会員資格の喪失規定の設置】</p> <p>(退会)</p> <p>第18条 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、その旨本会に通知し、理事会の承認を経なければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第19条 会員を滞納した会員は、理事会の議決を経てこれを除籍することができる。</p> <p>2 前項によって除籍された者で、滞納会費に相当する金額を納めるときは、第17条の手続きを経て、再び入会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第20条 会員が次に掲げる各号の一に該当するときは総会の議決を経て、これを除名することができる。</p> <p>(1) 定款にそむいたとき (2) 本会の名誉又は信用をそこなう行為のあったとき</p> | <p>(入会)</p> <p>第17条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に会員の種別に応じ、それぞれ次に掲げるものを添えて提出し、理事会の承認を経なければならない。ただし、名誉会員については第10条に定めるところによる。</p> <p>1 正会員 入会金 1,000円及び1年分の会費 2 公共会員 1年分の会費 3 賛助会員 1年分の会費</p> <p>(退会)</p> <p>第18条 会員が退会しようとする場合には、未納の会費はこれを納入のうえ、その旨本会に通知し、理事会の承認を経なければならない。</p> <p>(除籍)</p> <p>第19条 会員を滞納した会員は、理事会の議決を経てこれを除籍することができる。</p> <p>② 前項によって除籍された者で、滞納会費に相当する金額を納めるときは、第17条の手続きを経て、再び入会することができる。</p> <p>(除名)</p> <p>第20条 会員が次に掲げる各号の一に該当するときは総会の議決を経て、これを除名することができる。</p> <p>1 定款にそむいたとき 2 本会の名誉又は信用をそこなう行為のあったとき</p> |
|---|---|

| 第4章 総会 (総会の種類) | 第4章 総会 (総会の種類) |
|---|---|
| <p>第21条 総会は定時総会及び臨時総会とする。</p> <p>(招集時期)</p> <p>第22条 定時総会は、毎年1回招集しなければならない。</p> <p>2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に随時招集する。</p> <p>(招集方法)</p> <p>第23条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集するには、会日より10日以前に各正会員に対してその通知を発送しなければならない。</p> <p>3 前項の通知には会議の目的事項を記載しなければならない。</p> <p>(請求による臨時総会)</p> <p>第24条 正会員は、その5分の1以上の同意があれば、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合には、会長は、その請求のあった日から3月以内にこれを招集しなければならない。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第25条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 事業計画及び収支予算の承認 (2) 前年度事業報告及び収支予算の承認 (3) 基本財産の処分 (4) 定款の変更及び定款において総会の権限に属する事項 (5) 役員を選任及び解任 (6) 前条により提出された議案に関する事項 (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認めて付議した事項</p> | <p>第21条 総会は定時総会及び臨時総会とする。</p> <p>(招集時期)</p> <p>第22条 定時総会は、毎年1回招集しなければならない。</p> <p>2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に随時招集する。</p> <p>(招集方法)</p> <p>第23条 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 総会を招集するには、会日より10日以前に各正会員に対してその通知を発送しなければならない。</p> <p>3 前項の通知には会議の目的事項を記載しなければならない。</p> <p>(請求による臨時総会)</p> <p>第24条 正会員は、その5分の1以上の同意があれば、会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があった場合には、会長は、その請求のあった日から3月以内にこれを招集しなければならない。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第25条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。</p> <p>1 事業計画及び収支予算の承認 2 前年度事業報告及び収支予算の承認 3 基本財産の処分 4 定款の変更及び定款において総会の権限に属せしめられた事項 5 役員を選任及び解任 6 前条により提出された議案に関する事項 7 前各号に掲げるもののほか、会長が必要</p> |

| (議長) | と認めて付議した事項 (議長) |
|--|--|
| <p>第26条 総会の議長は、会長をもってこれにあてて。</p> <p>2 会長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず議長及び副議長を指名することができる。</p> <p>(総会定足数)</p> <p>第27条 総会は、正会員の10分の1以上出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は、出席とみなす。</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 総会の議事は、別に規定するものほか出席会員の過半数をもって決す。可否同数のときは、議長が決す。</p> <p>第5章 役員、顧問及び評議員</p> <p>(役員)</p> <p>第29条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長 若干名 理事 12名以上25名以内 監事 2名</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第30条 役員は、別に定めるところにより正会員のうちから選任する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第31条 役員任期は、2年とする。</p> <p>2 役員は再任はさまたげない。 3 役員は、任期が満了した場合においても、あらたに役員が就任するまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。 4 役員が欠けたときは補欠の選任を行う。補欠又は増員による役員は前任者又は現任者の残任期間在任する。</p> | <p>第26条 総会の議長は、会長をもってこれにあてて。</p> <p>2 会長が特に必要と認めた場合には、前項の規定にかかわらず議長及び副議長を指名することができる。</p> <p>(総会定足数)</p> <p>第27条 総会は、正会員の10分の1以上出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は、出席とみなす。</p> <p>(議決)</p> <p>第28条 総会の議事は、別に規定するものほか出席会員の過半数をもって決す。可否同数のときは、議長が決す。</p> <p>第5章 役員、顧問及び評議員</p> <p>(役員)</p> <p>第29条 本会に次の役員を置く。</p> <p>会長 1名 副会長 若干名 理事 12名以上25名以内 監事 2名</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第30条 役員は、別に定めるところにより正会員のうちから選任する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第31条 役員任期は、2年とする。 2 役員は再任されることができ。 3 役員は、任期が満了した場合においても、あらたに役員が就任するまでは、第1項の規定にかかわらず、引き続き在任する。 4 役員が欠けたときは補欠の選任を行う。補欠又は増員による役員は前任者又は現任者の残任期間在任する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>5. 役員は、特別の事情ある場合には、その任期中であっても、総会の議決により会長がこれを解任することができる。 (会長)</p> <p>第32条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。 (副会長)</p> <p>第33条 副会長は、会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(理事)</p> <p>第34条 理事は、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理する。 (監事)</p> <p>第35条 監事は民法第59条の規定に準ずる職務を行う。 (顧問)</p> <p>第36条 本会に顧問を置く。</p> <p>2. 顧問は、正会員の中から会長が委嘱し、その任期は役員任期に準ずる。</p> <p>3. 顧問は、会長その他の役員の諮問に応じ、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。 (理事会構成)</p> <p>第37条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成し、必要に応じて随時会長が招集する。 (理事会審議事項)</p> <p>第38条 理事会は、次の事項について審議する。</p> <p>(1) 総会及び評議員会に付議する事項</p> <p>(2) 委員会の設置及び改廃並びにその運営に関する事項</p> <p>(3) 諸規則の制定及び改廃に関する事項</p> <p>【用語の統一】</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか会務の運営に</p> | <p>5. 役員は、特別の事情ある場合には、その任期中であっても、総会の議決により会長がこれを解任することができる。 (会長)</p> <p>第32条 会長は、本会を代表し、その会務を総理する。 (副会長)</p> <p>第33条 副会長は、会長を補佐して本会の会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。</p> <p>(理事)</p> <p>第34条 理事は、会長及び副会長を補佐して本会の会務を掌理する。 (監事)</p> <p>第35条 監事は民法第59条の規定に準ずる職務を行う。 (顧問)</p> <p>第36条 本会に顧問を置く。</p> <p>2. 顧問は、正会員の中から会長が委嘱し、その任期は役員任期に準ずる。</p> <p>3. 顧問は、会長その他の役員の諮問に応じ、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。 (理事会構成)</p> <p>第37条 理事会は、会長、副会長、及び理事をもって構成し、必要に応じて随時会長が招集する。 (理事会審議事項)</p> <p>第38条 理事会は、次の事項について審議する。</p> <p>1 総会及び評議員会に付議する事項</p> <p>2 委員会の設置及び改廃並びにその運営に関する事項</p> <p>3 諸規則の制定及び改廃に関する事項</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか会務の運営に</p> |
|---|--|

| | |
|---|--|
| <p>関する事項 (理事会定足数)</p> <p>第39条 理事会は、会長又は第33条に規定する会長の職務を代理する者及び理事現在数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は、出席とみなす。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、迅速な決定が必要な場合は、電子メール等の電子的通信手段による会議開催と議決を行うことができる。</p> <p>【時代に即した会議の開催方法の規定】</p> <p>3. 理事会の議事は、別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。 (委員会)</p> <p>第40条 会務執行のため、理事会の議を諮り、必要な委員会を置くことができる。</p> <p>2. 委員会に関する規則は、別に定める。 (評議員)</p> <p>第41条 本会に評議員を置く。</p> <p>2. 評議員は定員20名以上80名以内とする。</p> <p>3. 評議員は、理事会の推薦により、会長が正会員の中からこれを委嘱する。</p> <p>4. 評議員の任期は2年とする。 (評議員会)</p> <p>第42条 評議員会は評議員をもって構成し、必要に応じて随時会長が招集する。</p> <p>2. 評議員会の議長は、会長とする。</p> <p>3. 評議員会は、会長の諮問に応じ、本会の運営上の重要事項について会長に助言する。</p> <p>第6章 資産及び会計 (資産)</p> | <p>関する事項 (理事会定足数)</p> <p>第39条 理事会は、会長又は第33条に規定する会長の職務を代理する者及び理事現在数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。ただし、委任状により表決権を委任した者は、出席とみなす。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、迅速な決定が必要な場合は、電子メール等の電子的通信手段による会議開催と議決を行うことができる。</p> <p>【時代に即した会議の開催方法の規定】</p> <p>3. 理事会の議事は、別に規定するもののほか、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。 (委員会)</p> <p>第40条 会務執行のため委員会を置く。</p> <p>2. 委員会に関する規則は、別に定める。 (評議員)</p> <p>第41条 本会に評議員を置く。</p> <p>2. 評議員は定員20名以上80名以内とする。</p> <p>3. 評議員は、理事会の推薦により、会長が正会員の中からこれを委嘱する。</p> <p>4. 評議員の任期は2年とする。 (評議員会)</p> <p>第42条 評議員会は評議員をもって構成し、必要に応じて随時会長が招集する。</p> <p>2. 評議員会の議長は、会長とする。</p> <p>3. 評議員会は、会長の諮問に応じ、本会の運営上の重要事項について会長に助言する。</p> <p>第6章 資産及び会計 (資産)</p> |
|---|--|

| | |
|--|--|
| <p>第43条 本会の資産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本財産 基本金並びに総会の議決を経て基本財産に編入された財産</p> <p>(2) 運用財産 基本財産を除くその他の財産(基本財産の消費等)</p> <p>第44条 基本財産は、消費し、または担保に供することができない。ただし、事業遂行のためやむをえない理由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>(経理)</p> <p>第45条 本会の経費は、次のものをもって支弁する。</p> <p>(1) 会費</p> <p>(2) 事業に伴う収入</p> <p>(3) 寄付金(基本財産に指定して寄付されたものを除く)</p> <p>(4) 資産から生じる果実</p> <p>(5) その他の収入(寄付の受領)</p> <p>第46条 寄付金は、理事会の議決を経てこれを受領する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> | <p>第43条 本会の資産は、次のとおりとする。</p> <p>1 基本財産 基本金並びに総会の議決を経て基本財産に編入された財産</p> <p>2 運用財産 基本財産を除くその他の財産(基本財産の消費等)</p> <p>第44条 基本財産は、消費し、または担保に供することができない。ただし、事業遂行のためやむをえない理由があるときは、総会の議決を経て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>(経理)</p> <p>第45条 本会の経費は、次のものをもって支弁する。</p> <p>1 会費</p> <p>2 事業に伴う収入</p> <p>3 寄付金(基本財産に指定して寄付されたものを除く)</p> <p>4 資産から生じる果実</p> <p>5 その他の収入(寄付の受領)</p> <p>第46条 寄付金は、理事会の議決を経てこれを受領する。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p> |
| <p>第7章 定款の変更並びに解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第48条 この定款は、理事会及び総会において出席会員の3分の2以上の同意を経なければ変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第49条 本会の解散は、理事会及び総会において出席会員の4分の3以上の同意を経なければならぬ。</p> <p>第50条 本会の解散に伴う残余財産の処分</p> | <p>第7章 定款の変更並びに解散</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第48条 この定款は、理事会及び総会において出席会員の3分の2以上の同意を経なければ変更することができない。</p> <p>(解散)</p> <p>第49条 本会の解散は、理事会及び総会において出席会員の4分の3以上の同意を経なければならぬ。</p> <p>第50条 本会の解散に伴う残余財産の処分</p> |

| | |
|--|--|
| <p>は、理事会及び総会において出席会員の3分の2以上の同意を経て本会の目的と同種又は類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>第8章 補則</p> <p>第51条 この定款を施行するために必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。</p> | <p>は、理事会及び総会において出席会員の3分の2以上の同意を経て本会の目的と同種又は類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。</p> <p>第8章 補則</p> <p>第51条 この定款を施行するために必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。</p> |
| <p>昭和60年7月25日制定 昭和62年4月23日変更 平成3年8月21日変更 平成7年8月17日変更 平成13年11月10日変更 平成17年8月20日変更 平成26年 月 日変更</p> | <p>昭和60年7月25日制定 昭和62年4月23日変更 平成3年8月21日変更 平成7年8月17日変更 平成13年11月10日変更 平成17年8月20日変更</p> |

第2号議案に関する説明資料

2013年度事業報告書（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

2013年度に実施した事業は次のとおりである。

〈1〉機関誌の発行・配布

- ・学会誌「教育情報研究」（B5版・季刊）第29巻 第1号・第2号及び第3号・第4号合併号を発行した。
- ・「News letter」（会報）No.145・No.146・No.147・No.148 を刊行した。

〈2〉総会・役員会等の開催

- ・第29回定時総会、第32回理事会、第25回評議員会を2013年11月9日に沖縄女子短期大学で開催した。
- ・運営委員会を4回（277回～280回）開催した。

〈3〉研究会等の開催

- ・第29回年会を2013年11月9日・10日に沖縄女子短期大学で開催した。
- ・日本教育情報学会賞の表彰を2013年11月9日に行った。

〈4〉2013年度収支決算

2013年度収支計算書（自2013年4月1日 至2014年3月31日）

1. 収入の部 (単位：円)

| 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 差 額 |
|-----------------|------------------|------------------|-----------------|
| 1 会 費 | 3,185,000 | 3,055,000 | -130,000 |
| (1) 専門会員費 | 1,500,000 | 1,283,000 | -217,000 |
| (2) 一般会員費 | 1,400,000 | 1,501,000 | 101,000 |
| (3) 学生会員費 | 60,000 | 76,000 | 16,000 |
| (4) 公共会員費 | 225,000 | 195,000 | -30,000 |
| (5) 賛助会員費 | 0 | 0 | 0 |
| 2 入会金 | 40,000 | 46,000 | 6,000 |
| 3 寄付金 | 0 | 0 | 0 |
| 4 雑収入 | 600,000 | 454,034 | -145,966 |
| (1) 過年度会費 | 300,000 | 386,650 | 86,650 |
| (2) その他の雑収入 | 300,000 | 67,384 | -232,616 |
| 5 前年度繰越金 | 934,373 | 934,373 | 0 |
| 収入合計 | 4,759,373 | 4,489,407 | -269,966 |

※その他の雑収入には、次年度会費が含まれます。

2. 支出の部 (単位：円)

| 科 目 | 予 算 額 | 決 算 額 | 差 額 |
|----------------|------------------|------------------|------------------|
| 1 管理費支出 | 2,300,000 | 1,643,197 | 656,803 |
| (1) 会議費 | 200,000 | 77,406 | 122,594 |
| (2) 旅費・交通費 | 700,000 | 361,400 | 338,600 |
| (3) 通信・運搬費 | 400,000 | 348,024 | 51,976 |
| (4) 消耗品費 | 100,000 | 49,067 | 50,933 |
| (5) 印刷・製本費 | 300,000 | 339,675 | -39,675 |
| (6) 諸謝金 | 400,000 | 360,000 | 40,000 |
| (7) 広報費 | 100,000 | 90,615 | 9,385 |
| (8) 雑費 | 100,000 | 17,010 | 82,990 |
| 2 事業支出 | 2,260,000 | 1,314,170 | 945,830 |
| (1) 総会・年会 | 520,000 | 500,000 | 20,000 |
| (2) 機関誌 | 1,500,000 | 814,170 | 685,830 |
| (3) 研究会 | 240,000 | 0 | 240,000 |
| 3 予備費 | 199,373 | 0 | 199,373 |
| 支出合計 | 4,759,373 | 2,957,367 | 1,802,006 |

※旅費：定例会（運営委員会）および（編集委員会）等を開催

※機関誌：「News letter」145号～148号）及び「教育情報研究」28巻4号、29巻1号～29巻2号）

29巻3・4号は2014年度発行

収支差額（収入の部・収入合計決算額 - 支出の部・支出合計決算額）

4,489,407 - 2,957,367 = 1,532,040（前年度934,373）

第3号議案に関する説明資料

2014年度事業計画書(案)(自2014年4月1日 至2015年3月31日)

2014年度に実施する事業は次のとおりである。

〈1〉機関誌の発行・配布

- ・学会誌「教育情報研究」(B5版・季刊)第30巻第1号・2号・3号を発行する。
- ・「Newsletter」(会報) No.149・No.150・No.151・No.152を刊行する。

〈2〉総会・役員会等の開催

- ・第30回定時総会、第33回理事会、第26回評議員会を開催する。
- ・運営委員会を6回開催する。

〈3〉研究会等の開催

- ・第30回年会を2014年8月9日・10日に京都市立芸術大学で開催する。

〈4〉2014年度予算案

2014年度収支予算書(案)(自2014年4月1日 至2015年3月31日)

1. 収入の部

(単位:円)

| 科目 | 予算額 | 備考 |
|--------------------|------------------|--------------|
| 1 会費 | 3,185,000 | |
| (1) 専門会員費 | 1,500,000 | 10,000円×151人 |
| (2) 一般会員費 | 1,400,000 | 7,000円×240人 |
| (3) 学生会員費 | 60,000 | 4,000円×20人 |
| (4) 公共会員費 | 225,000 | 15,000円×15団体 |
| (5) 賛助会員費 | 0 | |
| 2 入会金 | 40,000 | 20人 |
| 3 寄付金 | 0 | |
| 4 雑収入 | 600,000 | |
| (1) 過年度会費 | 300,000 | 未納会費589,000円 |
| (2) その他の雑収入 | 300,000 | 別刷代等 |
| 5 前年度繰越収支差額 | 1,532,040 | |
| 収入合計 | 5,357,040 | |

2. 支出の部

(単位:円)

| 科目 | 予算額 | 備考 |
|----------------|------------------|-------------------------|
| 1 管理費支出 | 2,300,000 | |
| (1) 会議費 | 200,000 | 運営委員会など |
| (2) 旅費・交通費 | 700,000 | 運営委員会など |
| (3) 通信・運搬費 | 400,000 | 機関誌発送費30万円、事務連絡費10万円など |
| (4) 消耗品費 | 100,000 | コピー用紙など |
| (5) 印刷・製本費 | 300,000 | 封筒、別刷など |
| (6) 諸謝金 | 400,000 | 人件費など |
| (7) 広報費 | 100,000 | HP改良費、リーフレット作成費など |
| (8) 雑費 | 100,000 | 手数料など |
| 2 事業支出 | 2,320,000 | |
| (1) 総会・年会 | 520,000 | 年会実行委員会50万円、学会賞、総会資料代など |
| (2) 機関誌 | 1,500,000 | 教育情報研究、Newsletter |
| (3) 研究会 | 300,000 | 研究会活動費5万円×6 |
| 3 予備費 | 737,040 | |
| 支出合計 | 5,357,040 | |
| 収支差額 | 0 | |

日本教育情報学会

第30回年会

2014年8月9日(土)・10日(日)

参加申込
受付中

年会テーマ

「今」にふさわしい学びの環境をつくる

会場：京都市立芸術大学

〒610-1197 京都府京都市西京区大枝沓掛町 13-6
後援：京都府教育委員会，京都市教育委員会

テーマ別セッション

9(土) 10:00～12:00

- メディアからのアプローチ【A教室】
- 方法論からのアプローチ【B教室】
- マネジメントからのアプローチ【C教室】

基調講演

9(土) 14:00～15:00

「伝承と協働活動を融合した
ハイブリッドな学会をめざして」
林 徳治 (日本教育情報学会会長)

狂言の上演とその伝承

9(土) 15:15～16:15

- 演目：「柿山伏(かきやまぶし)」
- 演者：安東 元，安東 睦郎，
山田 師久 (大和座狂言事務所)
- ワークショップ：
伝統文化の伝承 (狂言稽古)

シンポジウム

9(土) 16:20～17:45

「今」にふさわしい学びの環境をつくる

■コーディネータ：横田 学 (京都市立芸術大学)

■シポジスト：

本郷 健 (大妻女子大学)，沖 裕貴 (立命館大学)
加藤 直樹 (岐阜大学)，林 徳治 (立命館大学)
山田 師久 (大和座狂言事務所)

懇親会

9(土) 18:00～

研究発表

10(日) 10:00～16:00

※詳しい内容は、
第30回年会ホームページをご覧ください。
<http://lsa-j.org/jsei/nenkai/nenkai30/>



参加申込方法

申込方法が新しくなりました
銀行振込 & Web から申込

①参加費等振込

| 《振込先》 | |
|-------|----------|
| 銀行名 | 三井住友銀行 |
| 名義 | 日本教育情報学会 |
| 支店名 | 京都支店 |
| 種別 | 普通預金 |
| 口座番号 | 9028691 |

参加費

| | |
|-----------|---------|
| ・会員〈事前申込〉 | 3,000 円 |
| ・会員〈当日〉 | 4,000 円 |
| ・非会員 | 4,000 円 |
| 年会論文集代 | 3,500 円 |
| 懇親会費 | 5,000 円 |

②第 30 回年会ホームページから参加申込

日本教育情報学会 第 30 回年会ホームページ
<http://lsa-j.org/jsei/nenkai/nenkai30/>

「参加申込フォーム」をご利用ください。

上記 HP 内の「参加申込フォーム」に必要事項をご入力いただき、送信してください。

申込締切日
7月25日(金) 深夜 12:00

申込締切日を過ぎた場合は、当日受付となり、参加費は当日扱いとなります。

③申込完了メールの受信

ご入力いただいたメールアドレス宛てに『申込完了メール』が送信されます。

問合せ先

日本教育情報学会 第 30 回年会実行委員会
京都市立芸術大学 美術学部 横田研究室

第 30 回年会ホームページ

<http://lsa-j.org/jsei/nenkai/nenkai30/>

<E-mail> jsei-2014@gifu-u.ac.jp

交通案内〈会場アクセス〉

<http://www.kcuu.ac.jp/access/>

京都市立芸術大学 Kyoto City University of Arts
〒610-1197 京都府京都市西京区大枝沓掛町 13-6
13-6 Kutsukake-cho, Oe, Nishikyo-ku, Kyoto 610-1197, Japan



- JR 京都駅から ※京都駅バスターミナルは JR 京都駅北側 (烏丸中央口側)
 - 京阪京都交通バス (C2 のりば)
2・14・28 系統に乗車「芸大前」(約 45 分) 下車すぐ。
 - 京都市バス (C5 のりば)
73 系統に乗車「国道沓掛口」または「新林池公園」(約 45 分) 下車、「国道沓掛口」から徒歩約 10 分、「新林池公園」から徒歩約 20 分。
 - 四条烏丸から
 - 四条通・松尾橋・久世方面行き乗場から
京都市バス 29 系統に乗車、「新林池公園」(約 50 分) 下車、徒歩約 20 分。
 - 阪急桂駅から
 - 京阪京都交通バス (東口)
1・2・13・14・25・28 系統に乗車、「芸大前」(約 20 分) 下車、徒歩すぐ。
 - 京都市バス (西口)
* 西1・西8 系統に乗車、「新林池公園」(約 20 分) 下車、徒歩約 10 分。
* 西5 系統に乗車、「国道沓掛口」または「新林池公園」(約 20 分) 下車、「国道沓掛口」から徒歩約 10 分、「新林池公園」から徒歩約 20 分。
 - JR 桂川駅・阪急洛西口駅から
 - 京阪京都交通バス
11A 系統 (京都成章高校前行き) に乗車、「芸大前」(約 15 分) 下車すぐ。
 - ◎ ヤサカバス
1号系統 (桂坂中央行き) に乗車、「国道沓掛口」または「新林池公園」(約 15 分) 下車、「国道沓掛口」から徒歩約 10 分、「新林池公園」から徒歩約 20 分。
 - JR 向日町駅から
 - ◎ ヤサカバス
1号系統 (桂坂中央行き) に乗車、「国道沓掛口」または「新林池公園」(約 20 分) 下車、「国道沓掛口」から徒歩約 10 分、「新林池公園」から徒歩約 20 分。
- ※時刻表および路線図等の詳細情報は、各社のホームページをご確認ください。



◆自動車

大学構内には駐車場があり、当日ご利用いただけます。
自動車でお越しいただく場合は、名神高速大山崎 JCT より京都縦貫自動車道へ、大原野 IC を下りて北へ約 5 分です。